



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

厚生労働省和歌山労働局発表
令和3年7月1日

担 当	厚生労働省 和歌山労働局 雇用環境・均等室
	監理官 神山高幸
	<個別労働紛争関係> 労働紛争調整官 小林敏行
	<均等関係> 室長補佐 太田順吾
	電 話 073 (488) 1170

相談件数は高止まり、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が最多

— 令和2年度 個別労働紛争解決制度等の利用状況 —

和歌山労働局（局長 ^{いけだますみ}池田真澄）は、令和2年度の個別労働紛争解決制度等の利用状況をまとめましたので、公表します。

【令和2年度の総合労働相談の概況】

総合労働相談件数は「**9,221件**」で、前年度と比べ**▲36件**減少したものの、高止まりしている。

うち、民事上の個別労働紛争相談（※1）件数は「**2,307件**」で、前年度と比べ**+81件**、率にして**+3.6%**の増加。

均等関係法令相談（※2）件数については「**901件**」で、前年度と比べ**▲157件**、率にして**▲14.8%**減少した。

1 個別労働紛争の相談等状況について

- ① 相談内容をみると、「**いじめ・嫌がらせ**」に関する相談件数が**761件**と**過去最多**となり、個別労働紛争相談（3,344件、重複計上あり）の約2割（22.8%）を占めている。
- ② 助言・指導（※3）申出件数は、72件（前年度82件）、あっせん（※4）申請件数は、15件（前年度34件）と、助言・指導申出件数、あっせん申請件数とも減少した。

2 均等関係法令の相談等状況について

- ① 相談内容をみると、「**育児・介護休業法**」に関する相談件数が**597件**と前年度に引き続き**最多**となり、均等関係法令相談の3分の2（66.3%）を占めている。
- ② 相談者の属性をみると、労働者からの相談件数が266件となっており、直近3年間で見るとほぼ横ばいの状態となっている。相談内容は、「**育児休業**」に関する相談が59件（労働者からの相談件数の22.2%）と最も多くなっている。次いで、「**育児・介護休業法に関する相談（その他）**」が52件（同19.5%）となっている。
- ③ 労働局長による紛争解決の援助（※5）の申立て件数は、6件（男女雇用機会均等法関係が6件、育児・介護休業法関係が0件）となっている。

- (※1)「個別労働紛争相談」：総合労働相談のうち、解雇や労働条件の引き下げといった民事上の個別の労使間の紛争に関する相談。
- (※2)「均等関係法令相談」：男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法に関する相談。
- (※3)「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。
- (※4)「あっせん」：都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授等労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。
- (※5)「労働局長による紛争解決の援助」：均等関係法令に係る労働紛争について、都道府県労働局長が紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。

1 総合労働相談の状況

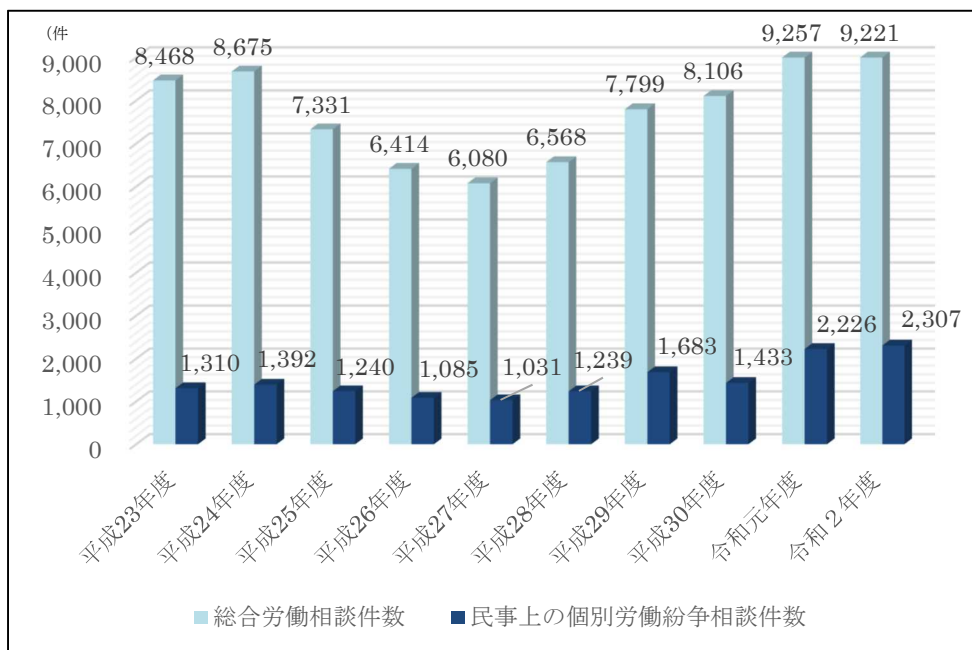
和歌山労働局では、労働局及び県内5か所の労働基準監督署内に、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための「総合労働相談コーナー」を設置している。

令和2年度の相談件数（平成28年度から、都道府県労働局の組織の見直しにより「雇用環境・均等室」が設置され、これまで「雇用均等室」で対応していた均等関係法令に関する相談も一体的に労働相談として対応することとなったため、それらの相談件数も含まれる。）は、平成27年度以降増加傾向にあり、令和2年度は9,221件、前年度と比べ▲36件の微減に留まっている。また、相談件数の52.9%にあたる4,874件が労働者（求職者を含む）からの相談となっている。

（第1図-1、-2）

民事上の個別労働紛争相談については2,307件となっており、前年度と比べると+81件（率で3.6%）の増加となっている。（第1図-1、-2）

第1図-1 総合労働相談及び個別労働紛争相談の推移



第1図-2 総合労働相談の内容

相談者の属性 計 9,221 件	① 労働者（求職者） 4,874 件（52.9%）	② 事業主 2,673 件（29.0%）	③ その他・不明 1,674 件（18.1%）
相談者の性別 計 9,221 件	① 男 4,869 件（52.8%）	② 女 4,093 件（44.4%）	③ 不明 259 件（2.8%）
相談の区分（①～④の区分で計上） 計 11,459 件	①個別労働関係紛争 2,307 件 ②法令、制度の問合せ 6,709 件 ③労働基準法等の違反の疑いがあるもの 1,309 件 ④その他 1,134 件		

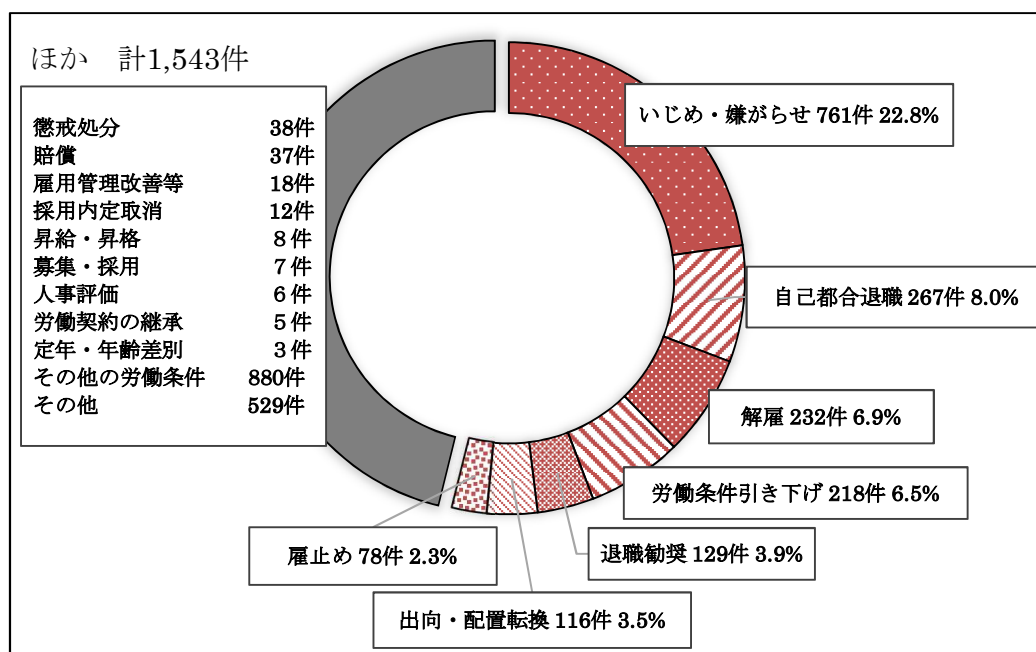
2 個別労働紛争の相談状況

（1）相談内容別状況について

令和2年度の個別労働紛争相談の内容をみると、「いじめ・嫌がらせ」が761件（個別労働紛争相談全体の22.8%）と過去最多となっている。

なお、相談内容のうち、「その他」^{注1)}と同列の「その他の労働条件」^{注2)}に関する内容が多くを占めているが、これは、働き方改革に関連した改正労働基準法等に係る相談（年次有給休暇の取得等に関する相談）や新型コロナウイルス感染症に関連した相談（休業の取扱い等に関する相談）が多く寄せられたためである。（第2図-1、-2）

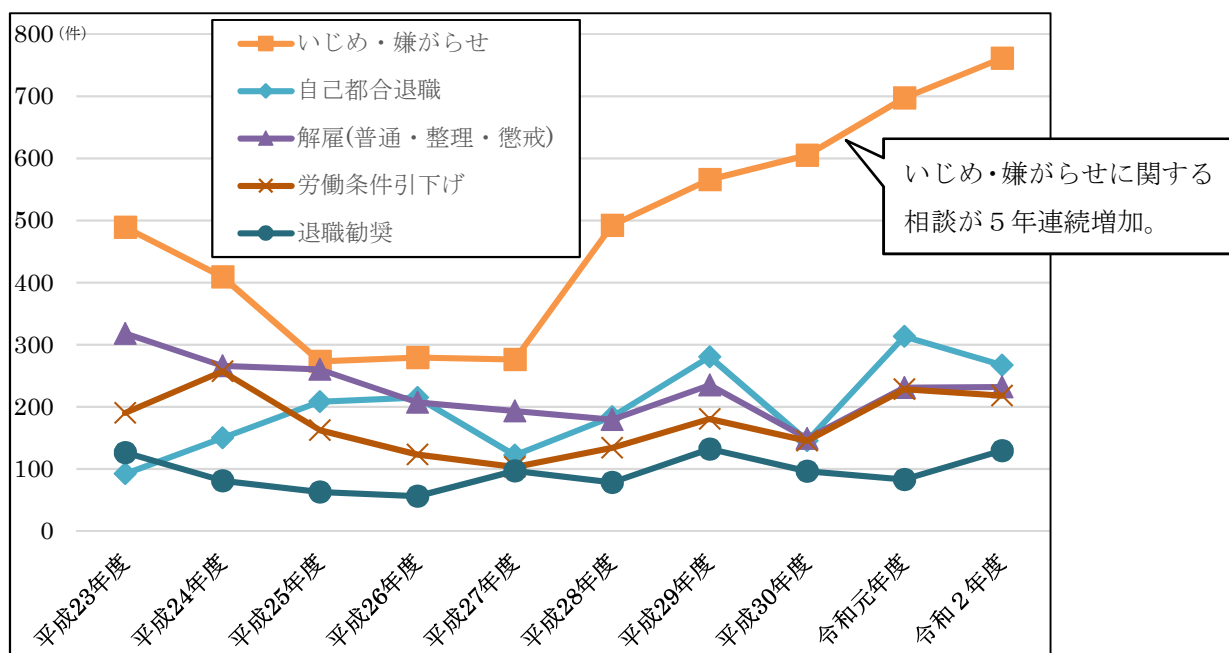
第2図-1 個別労働紛争相談の内訳（令和2年度 合計3,344件：重複計上あり）



注1) 「その他」には、離職票の交付、給与明細、源泉徴収票の交付等に関する相談が含まれる。

注2) 「その他の労働条件」には、労働条件に関する相談のうち、「解雇」、「労働条件の引下げ」など、他の区分に該当しない、賃金、労働時間、勤務シフト、休日、休暇、休職・復職、福利厚生等の労働者の職場における待遇に関する相談が含まれる。

第2図-2 平成23年度から令和2年度までの個別労働紛争相談の内容



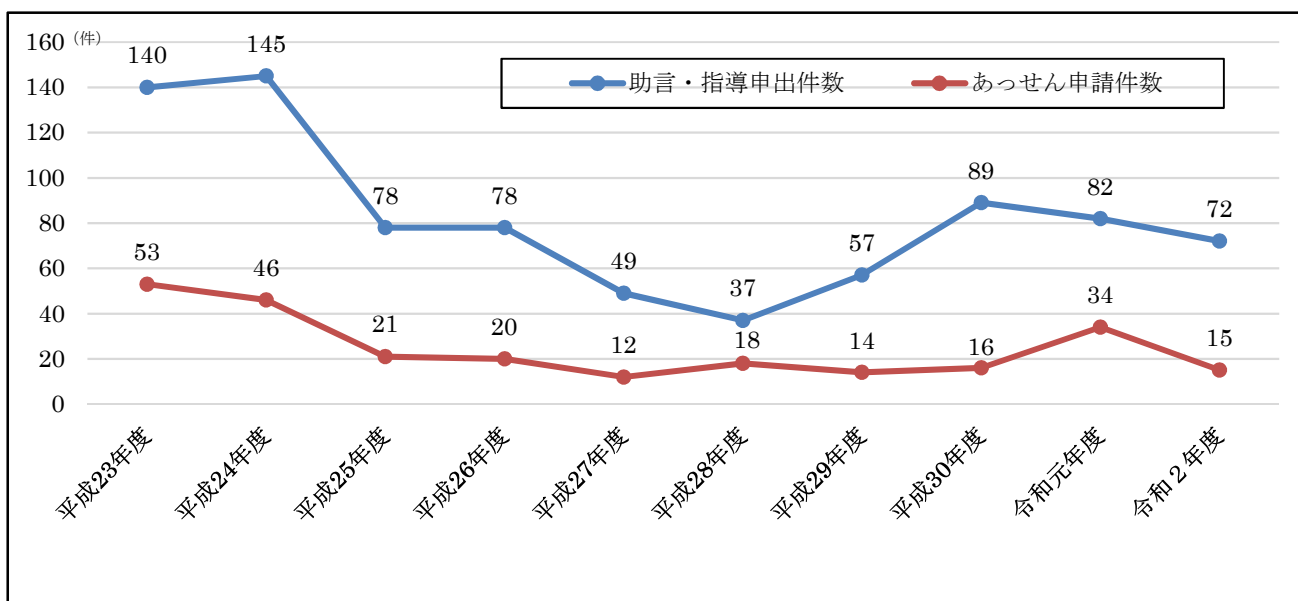
(2) 個別労働紛争解決制度（助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん）の利用状況

和歌山労働局では、個別労働紛争の迅速かつ適正な解決を支援するため、労働局長による助言・指導、紛争調整委員会のあっせんを実施している。

令和2年度の助言・指導の申出件数は72件、あっせんの申請件数は15件となっており、前年度に比べて、助言・指導、あっせんとも減少している（第3図-1）。

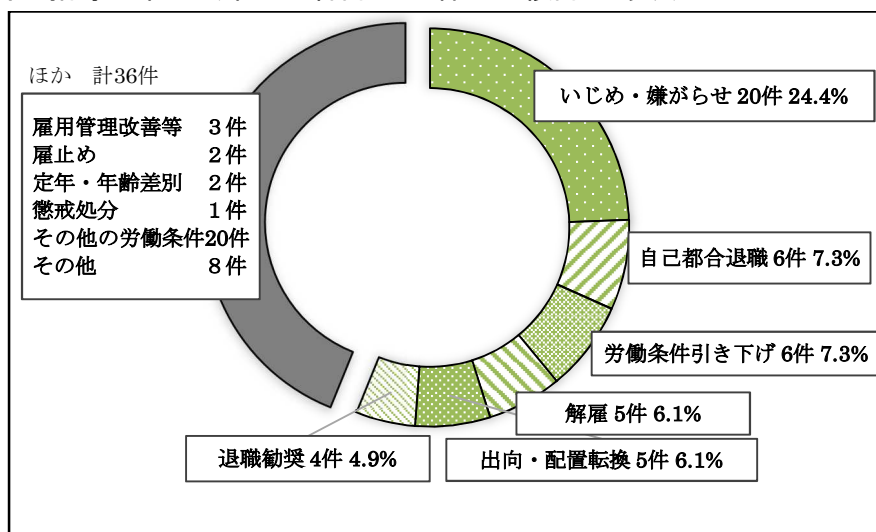
また、助言・指導の申出内容、あっせんの申請内容をみると、助言・指導、あっせんとも最多は「いじめ・嫌がらせ」となっている（第3図-2）。

第3図-1 助言・指導、あっせん件数の推移

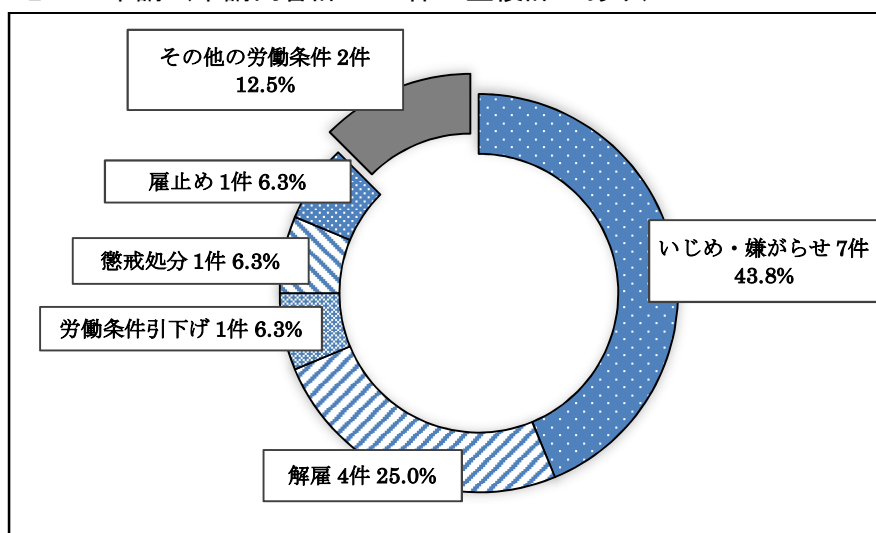


第3図-2 労働局長による助言・指導の申出及び紛争調整委員会によるあっせんの申請内容

① 助言・指導の申出（申出内容計 82 件：重複計上あり）



② あっせんの申請（申請内容計 16 件：重複計上あり）



注) 1 件の申出・申請において、複数の内容にまたがる申出・申請は、複数の内容を件数として計上。
 割合の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で 100%にならないことがある。

3 均等関係法令の相談状況

(1) 相談内容別状況について

均等関係法令（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法・パートタイム有期雇用労働法）に関する令和2年度の相談件数は901件で、前年度と比べて▲157件（率で▲14.8%）の減となっている。相談件数のうち597件（相談件数の66.3%）が育児・介護休業法に関する相談となっている。

また、労働者からの相談は266件で、前年度の相談件数と比較するとほぼ横ばいとなっている（第4図-1、-2）。労働者からの相談内容をみると、育児・介護休業法に係る育児休業に関する相談が59件と最大であり、労働者からの相談件数の22.2%を占めており、次いで育児・介護休業法に係る相談（その他）が52件（19.5%）となっている。（第4図-3）。

第4図-1 均等関係法令の相談件数の推移

均等関係法令の相談件数	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	810件	うち労働者から 253件	1,058件	うち労働者から 277件	901件	うち労働者から 266件
うち男女雇用機会均等法	195件	101件	178件	96件	148件	83件
うち育児・介護休業法	579件	143件	715件	152件	597件	150件
うちパートタイム労働法	36件	9件	165件	29件	156件	33件

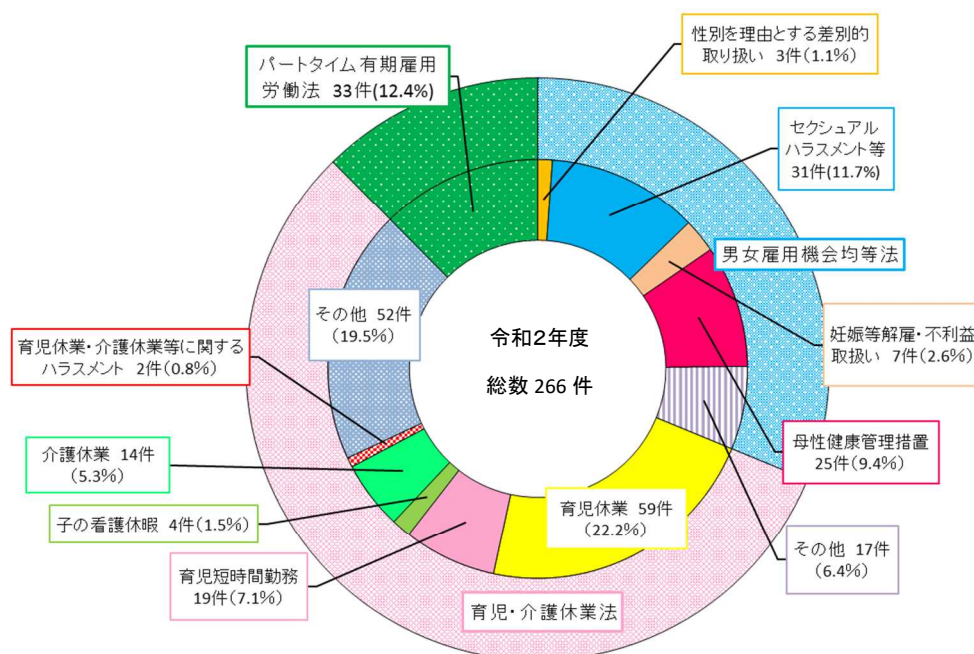
注) 1回の相談において、複数の内容にまたがる相談が行われた場合、複数の相談内容を件数として計上。

第4図-2 相談者の属性

相談者の属性	【労働者】	【事業主】	【その他・不明】
計 901件	266件(29.5%)	431件(47.8%)	204件(22.7%)

注) 1回の相談において、複数の内容にまたがる相談が行われた場合、複数の相談内容を件数として計上。

第4図-3 労働者からの相談内訳



注) 1回の相談において、複数の内容にまたがる相談が行われた場合、複数の相談内容を件数として計上。

(2) 労働局長による紛争解決援助の状況

和歌山労働局では、均等関係法令に係る労働紛争について、労働局長が紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進している。

令和2年度の労働局長による男女雇用機会均等法に係る紛争解決援助の申立てが6件となっている。

和歌山労働局 相談窓口

①賃金、労働時間、有給休暇、解雇・退職などの労働条件に関する相談や

②いじめ・嫌がらせ、パワハラ、職場環境などに関する相談なら、各総合労働相談コーナーへ

和歌山労働局総合労働相談コーナー

〒640-8581 和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎 ☎073-488-1020

和歌山総合労働相談コーナー（和歌山労働基準監督署内）

〒640-8582 和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎 ☎073-407-2203

御坊総合労働相談コーナー（御坊労働基準監督署内）

〒644-0011 御坊市湯川町財部1132 ☎0738-22-3571

橋本総合労働相談コーナー（橋本労働基準監督署内）

〒648-0072 橋本市東家6丁目9番2号 ☎0736-32-1190

田辺総合労働相談コーナー（田辺労働基準監督署内）

〒646-8511 田辺市明洋2丁目24番1号 ☎0739-22-4694

新宮総合労働相談コーナー（新宮労働基準監督署内）

〒647-0033 新宮市清水元1丁目2番9号 ☎0735-22-5295

③セクハラ・妊娠・出産、育児・介護休業等に関する相談なら

和歌山労働局雇用環境・均等室

〒640-8581 和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎 ☎073-488-1170